

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 損害賠償等請求上告事件

国側当事者・国

令和4年7月12日棄却・確定

(原審・東京高等裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和4年3月9日判決、本資料272号・順号2022-7)

決 定

抗告人	X
相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	金光 晴香
相手方	桐生市
同代表者市長	荒木 恵司

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

令和4年7月12日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 渡邊 恵理子

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政